

被保険者各位

日本板硝子健康保険組合

被扶養者の認定状況の確認について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、健康保険法施行規則第 50 条の定め等に基づき、例年 7 月下旬から 8 月末にかけて健康保険の被扶養者認定状況の確認（以下「検認」といいます。）を実施していましたが、令和 8 年度より個人番号（マイナンバー）を活用した情報連携(*注)により、健康保険組合が被扶養者の収入情報などを事前に確認する方式に変更しています。

情報連携により収入情報などの確認ができない方や、扶養認定要件について追加で書類審査が必要な方に調査を行います。

つきましては、同封の「健康保険被扶養者確認調書」の記載内容をご確認いただき、別紙の記入要領に基づき必要事項を記入（訂正）し、該当する必要書類を添付の上、必ず期限までに提出をお願いいたします。

なお、データの抽出は 9 月 10 日付で行っており、それ以後の被扶養者削除手続きは反映されておりませんので、ご了承ください。

(*注)行政機関等同士が専用のネットワークシステム（情報提供ネットワークシステム）を用いて、行政手続きに必要な情報をやりとりすること

記

1. 検認対象者

令和 8 年 9 月 10 日時点における当健康保険組合の 18 歳以上の被扶養者

※「認定年月日が令和 8 年 1 月 1 日以降の方」および「健康保険組合が事前の情報照会により再確認を不要と判断した方」を除いています。

2. 提出期限

令和 8 年 10 月 15 日（木）（厳守）

※ 健康保険法施行規則第 50 条（資格確認書の検認又は更新等）第 9 項に基づき、提出期日までにご提出いただけなかった被保険者については、対象者の被扶養者資格は無効となりますのでご注意ください。

3. 提出先

所属事業所の人事(健保)担当者

4. 提出書類

①健康保険被扶養者確認調書

②令和 7 年分 所得証明書、または、令和 8 年度分 課税証明書（最新年度分）

※ 源泉徴収票等では代用不可とします。

③別紙(両面)の■添付書類一覧より、被扶養者に該当する書類をもれなく添付してください。

5. 調査結果

調査の結果、健康保険法等の被扶養者認定基準に該当しないことが判明した場合は、事業所人事(健保)担当者経由で健康保険被扶養者資格の削除通知をしますので、別途「健康保険被扶養者(異動)届」により対象者の資格喪失手続きをしてください。

扶養要件を満たしている方は、そのまま資格継続となり通知等はありません。

以 上